

玉津処理場他維持管理業務

受託者選定基準

神戸市建設局

## 目 次

1	総則.....	1
2	受託者選定方法.....	1
	①入札参加資格の確認.....	2
	②業務遂行能力等の審査、評価.....	2
	表1 評価の基準.....	2
	③入札.....	2
	④不調打ち切りの場合の随意契約.....	2
	表2 業務遂行能力等の評価項目.....	3

## 1 総則

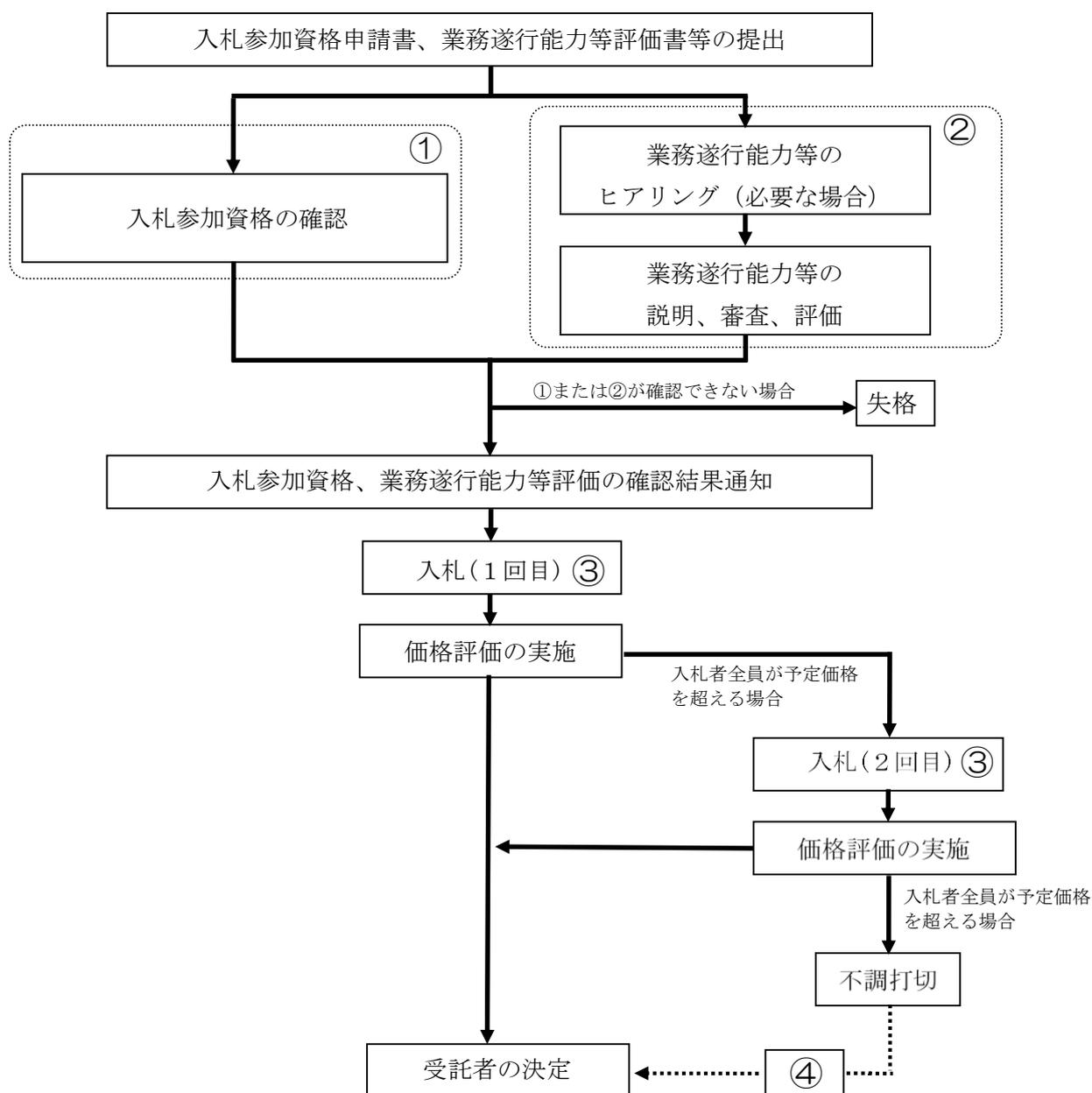
本受託者選定基準は、神戸市（以下「市」という。）が、玉津処理場（吉田ポンプ場含む）、岩岡ポンプ場および上池ポンプ場等の維持管理業務（以下「本委託」という。）を実施する民間事業者（以下「受託者」という。）を選定するための基準を示すものである。

本委託を実施する受託者には、下水道施設の運営・維持管理に関する専門的な知識や技術力、経験が求められる。したがって、受託者の選定にあたっては、競争性、公平性、透明性を確保するため一般に公募するとともに、応募者の中から、一定の資格要件、長期間に及ぶ業務遂行能力や技術能力を審査し、入札参加者を絞り込んだうえで入札により価格評価を行う「条件付一般競争入札方式」を採用する。

また、受託者の選定において、入札参加資格及び業務遂行能力等の審査は神戸市建設局にて行い、提出された書類、審査の内容は神戸市情報公開条例に基づく公開を除き非公開とする。

## 2 受託者選定方法

受託者を選定する手順は、下図に示すとおりである。



①入札参加資格の確認

応募者から提出された「入札参加資格審査申請書」及び「入札参加資格確認資料」により、入札参加資格を確認する。入札説明書等に示す参加資格要件の具備が確認できない場合は失格とする。

②業務遂行能力等の審査、評価

業務遂行能力等については、下水処理の機能・サービスの水準を持続的に確保していくこと（運営コスト低減を含む）を目標とし、業務遂行能力等評価書及びその説明等を踏まえ、要求水準の達成が可能で、長期間に及ぶ業務遂行能力や技術能力を有していると認められるか、などを審査、評価する。

評価の基準については、「表1 評価の基準」によるものとし、評価項目及び評価内容については、「表2 業務遂行能力等の評価項目」に示すとおりである。

「表2 業務遂行能力等の評価項目」のうち1項目でも「不可」の評価がある場合は、長期間に及ぶ業務遂行能力や技術能力を有していると認められず、失格とする。

表1 評価の基準

評価	評価の意味合い
可	当該評価項目を満足している
不可	当該評価項目を満足していると認められない

③入札

ア 応募者の提出する価格

市から入札参加資格、業務遂行能力等の確認の通知を受け取った応募者は、業務価格について入札を行う。

イ 価格の確認、受託者の選定

価格の確認および受託者の選定など入札手続きについては、「入札説明書」による。

④不調打ち切りの場合の随意契約

2回目の入札においても入札者全員が予定価格を超える場合、入札を取止め不調打ち切りとする。その後、2回目の入札価格の低い者から随意契約に関する協議を行う場合がある。

表2 業務遂行能力等の評価項目

項目	評価内容
<p>1. 従事者の資格要件 (要求水準書第2章第1節第11項等)</p>	<p>配置予定の総括責任者、副総括責任者の経歴、資格等により要求水準書の資格要件を確認する。 (様式第玉津-15号)</p> <p>(参考) 要求水準書第2章第1節第11項 従事者の資格要件等抜粋</p> <p>(1) 総括責任者及び副総括責任者は、対象施設に常時勤務し、委託者の事前の承諾なくして、本受託以外の業務を行わないこと。</p> <p>(2) 総括責任者、副総括責任者及び主任については、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係であること。また、その他の従事者については、総括責任者、副総括責任者及び主任が直接的かつ具体的な指示・命令できる関係であること。</p> <p>(3) 総括責任者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総括の職務にあたり管理能力があること</li> <li>②下水道法施行令第15条の3に規定する下水道維持管理有資格者に該当する者であること</li> <li>③玉津処理場に常駐すること</li> </ul> <p>(4) 副総括責任者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総括責任者を補佐及び代行並びに担当業務の責任者としての的確な判断ができる管理能力があること</li> <li>②化学、機械、電気の各々の分野において、次に掲げる一つに該当する者が玉津処理場に常駐すること。なお、副総括責任者は複数人でも良い。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工業高校以上において、化学、機械または電気に関する専門課程を修了し、卒業後下水処理場における実務経験を3年以上有する者</li> <li>・下水処理場等で化学、機械または電気に関する維持管理業務の実務経験を5年以上有する者</li> <li>・その他委託者が前述と同等以上の知識と経験を有すると承諾する者</li> </ul> </li> </ul>
<p>2. 事業者の財務状況</p>	<p>事業者の財務状況を確認する。(様式第玉津-16号) ((A4) 2枚まで) (提出書類である会社概要、最近3年間の貸借対照表及び損益計算書等により確認)</p>

項目	評価内容
3. 業務の実施 (要求水準書第2章第1節第5、6項、第2節第2項1等)	<p>下記の業務ごとの要求水準等を達成するための管理運営方針を確認する。</p> <p>① 「要求水準書 第2章第1節第6項 1. 処理場等の運転及び維持管理業務」について (様式第玉津-17号①) ((A4) 2枚まで)</p> <p>② 「要求水準書 第2章第1節第6項 2. 物品その他の調達及び管理業務」について (様式第玉津-17号②) ((A4) 2枚まで)</p> <p>③ 「要求水準書 第2章第1節第6項 3. 業務履行に付随する業務」について (様式第玉津-17号③) ((A4) 2枚まで)</p>
	<p>契約から業務開始までの業務体制の構築や引継ぎ等の取組みを確認する。 (様式第玉津-18号) ((A4) 2枚まで)</p> <p>① 従事者 (特に主任) を確保する手法 (新規採用や他職場からの異動等)</p> <p>② 基礎知識等習得 (特にその他従事者) の教育、研修等の内容、スケジュール</p> <p>③ 前受託者からの業務引継ぎ計画 (体制 (従事者と従事者以外の会社の人的・技術的バックアップ体制等)、スケジュール、貸与事務所の使用予定等)</p>
	<p>通常時の業務履行体制 (組織構成、責任者、人数、業務分担、資格者、勤務時間、勤務表、下請等) を確認する (要求水準書記載の体制・人数は必須)。 共同企業体の場合は企業間の構成や役割分担、業務履行体制に従事者の所属についても確認する。 (様式第玉津-19号) ((A4) 3枚まで)</p>
	<p>災害時 (大雨、地震、津波等)、緊急時 (停電、悪質流入水、各種設備の故障等)、感染症発症時 (予防対応を含む) 等における業務履行体制 (組織構成、責任者、人数、業務分担等) を確認する。(要求水準書記載の体制・人数は必須) 共同企業体の場合は企業間の構成や役割分担、業務履行体制に従事者の所属についても確認する。 (様式第玉津-20号) ((A4) 3枚まで)</p>
	<p>⑤ 薬品の調達・管理方法及び電気の調達方法</p> <p>委託者から支給されるポリ硫酸第二鉄溶液及び次亜塩素酸ソーダの管理方法、高分子凝集剤及びその他薬品の調達・管理方法、電気の調達方法について確認する。 (様式第玉津-21号) ((A4) 2枚まで)</p>
	<p>⑥ 汚泥処理に関する取組み</p> <p>受託者として汚泥処理管理基準の達成 (努力目標) について、取組み方針等があれば確認する。また、脱水ケーキ量削減に対する提案について取組み方針等があれば確認する。 (様式第玉津-22号) ((A4) 1枚)</p>
4. 要求水準 (要求水準書第2章第1節第4項、第2節第2項2,3等)	<p>業務期間中の要求水準達成への取組み</p> <p>要求水準達成への取組みを確認する。(様式第玉津-23号) ((A4) 3枚まで)</p> <p>① 要求水準「各種基準の遵守 (放流水質、消化ガス、エネルギー管理 (努力目標))」に向けた取り組みや留意点について (教育、研修、各種マニュアルの作成を含む)。</p> <p>② 引継事項の整理、次の受託者への引継ぎ方法について</p>